

不登校児童生徒の学習支援とフリースクールとの連携事業に係る募集要項

1 事業の目的

本事業は、フリースクールに通う不登校児童生徒にインターネットを活用した学習支援に加え、実技や体験活動を取り入れ、多角的な観点から学習の機会を確保するとともに、学習支援を実施する際の留意事項や望ましい学校・保護者との連携の在り方について検証することを目的とする。

2 委託の概要

(1) 件名

不登校児童生徒の学習支援とフリースクールとの連携事業

(2) 事業概要

ア インターネットを活用した学習支援に加え、実技や体験活動を取り入れ、個々の児童生徒（年間のべ60人以上）の学力等に応じた学習支援を行う。

イ 児童生徒の出席や学習状況等について、随時在籍校や保護者へ情報提供し、当該児童生徒の学校復帰や自立に向けた支援を行う。

ウ 学習支援を実施する際の留意事項、学校・保護者との連携の在り方について、教育委員会に報告する。

※詳細については、仕様書のとおり

(3) 契約形態

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

(4) 契約予定期間

契約締結日から令和3年3月31日までとする。

(5) 履行場所

千葉市内の民間フリースクール

(6) 委託限度額（令和2年度）

2,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）、年2回（上半期・下半期）の完了払い

3 プロポーザル参加資格

プロポーザルの参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札への参加を排除されていない者であるほか、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 選定結果の通知日前6か月以内に振り出した手形又は小切手が不渡りとなった者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、参加資格確認申請期限の日から選定結果の通知日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(2) 千葉県暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者以外の者

4 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、以下を予定している。ただし、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉県条例第1号）に規定する市の休日には、受付（各質問の受付を含む）を行わない。

	内 容	日 時
①	仕様書等の配布及び参加資格確認申請受付開始	令和2年3月6日（金）午後2時から
②	参加資格確認申請書の受付締切	令和2年3月16日（月）午後5時まで
③	質問書の受付締切	令和2年3月16日（月）午後5時まで
④	プロポーザル参加資格確認結果の通知（発送日）	令和2年3月19日（木）
⑤	質問に対する回答の通知（発送日）	令和2年3月19日（木）
⑥	企画提案書の受付締切日	令和2年3月31日（火）午後5時まで
⑦	選考結果通知（発送）	令和2年4月中旬
⑧	契約締結	令和2年4月下旬

5 仕様書等の配布

(1) 配布期間

令和2年3月6日（金）から令和2年3月16日（月）までの平日、午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

千葉市中央区問屋町1番35号千葉ポートサイドタワー11階

千葉市教育委員会学校教育部学事課

6 プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

プロポーザルの参加を希望する者は、プロポーザル参加資格確認申請書等を提出し、プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

(1) プロポーザル参加資格確認申請書等

ア 企画提案参加申込書（様式第1号）

イ 提案者に関する調書（様式第2号）

ウ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

エ 印鑑証明書（代表者印）

オ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

カ 市税完納及び特別徴収に関する証明書

※千葉市内に本店または営業所等を有する場合のみ提出すること

キ 誓約書（様式第3号）

ク 業務実績書

(2) 提出期間

令和2年3月6日（金）から令和2年3月16日（月）までの平日、午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

千葉市中央区問屋町1番35号千葉ポートサイドタワー11階

千葉市教育委員会学校教育部学事課

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。

郵送による場合は、締切日に必着のこと。

(5) プロポーザル参加資格の確認通知

令和2年3月19日(木)までに、プロポーザル参加資格の確認審査の結果について、申請者宛てに「プロポーザル参加資格確認結果通知書」を送付する。

7 説明会

説明会は実施しない。

8 プロポーザルに関する質問

(1) 質問書の様式

「質問書」(様式第7号)を用いる。

(2) 提出期間

令和2年3月6日(金)から令和2年3月16日(月)午後5時まで

(4) 提出方法

電子メール(gakuji.EDS@city.chiba.lg.jp)にて提出すること。

(5) 質問に対する回答

当該質問書提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、令和2年3月19日(木)までにすべてのプロポーザル参加者に対して電子メールで送付する。

9 企画提案書の提出期限・提出先

(1) 提出書類

- ア 企画提案書(表紙)(様式第4号)
- イ 提案説明書類(様式第5号)※4枚以内
- ウ 年度児童生徒募集要項
- エ 見積書(様式第6号)

(2) 提出期限

令和2年3月31日(火)午後5時

(3) 提出場所

千葉市中央区問屋町1番35号千葉ポートサイドタワー11階
千葉市教育委員会学校教育部学事課

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。
郵送による場合は、締切日に必着のこと。

(5) 提出部数

イのみ5部(団体名等はいれないこと)、それ以外は1部

10 事業者選考について

(1) 選考方法

選考は、千葉市で設置する選考委員会で、提出されたすべての企画提案書をもとに、次の審査項目に基づき決定する。

なお、提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行う。

プレゼンテーションは実施しない。

(2) 事業者の選考及び審査項目

ア 事業者の選考

イの審査項目に基づき、総合的な判断により最優秀提案者を決定する。

イ 審査項目

◎事務局審査

選定基準	番号	審査項目	配点(点)
1 本市児童生徒の受け入れ実績 10点	①	千葉市立中学校在籍生徒の受け入れ実績 (H29～R1年度の3年間累計/延べ人数、ただし在籍3月間以上)	5
	②	千葉市立小学校在籍生徒の受け入れ実績 (H29～R1年度の3年間累計/延べ人数、ただし在籍3月間以上)	5
2 学習支援の内容 10点	①	令和元年度の学習活動・支援内容	10
2 実施体制 20点	①	学習支援者等スタッフの体制	20
事務局審査における評価点数 (ア) ※40点			

◎企画審査

評価項目	審査項目	審査基準	配点(点)
1 学習支援の内容 40点	指導計画	学習計画や支援の内容が具体的に示されているか。	10
	使用予定の学習支援ソフト	学習支援ソフトを有効に活用した学習支援となっているか。	10
	実施可能な実技や体験活動	実技や体験活動を有効に取り入れた学習支援となっているか。	10
	学校・保護者との連携	児童生徒の学習内容や指導の状況等について、学校や保護者と適切な連携が図られているか。	10
2 検証方法の提案 20点	事業趣旨の理解	本事業の趣旨を理解した提案となっているか。	10
	提案内容	具体的な根拠に基づいた検証計画がされているか。 実現可能で政策提案まで期待できるか。	10
プロポーザル提案における評価点数 (イ) ※60点 (審査員5人の平均点)			
総評価点数 (ア) + (イ) ※100点			

(3) 選考結果の通知

ア 通知日

令和2年4月中旬

イ 通知方法

企画提案書の提出者全員へ結果通知書を郵送する。

11 契約の手続等

(1) 契約に当たっては、選定された企画提案内容をもとに、細部について千葉市と協議を行うこと。

なお、協議の結果、企画案の一部が変更となる場合がある。

(2) 次点の取扱い

最優秀提案者が辞退した場合及びその他の理由で契約できないときは、次点の者と交渉する。

(3) 契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

また、契約保証金に代わる担保については、千葉市契約規則第28条の2による。

12 その他

(1) 費用負担

プロポーザル参加に必要な費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。

(2) プロポーザル書類の取扱い

提出されたプロポーザル書類の受理後、加除修正及び撤回は認めない。

(3) 企画提案書等を提出した者が1団体であっても、原則として審査を行う。

(4) 本契約に係る令和2年度予算が議会の議決を得られない場合は、契約手続きを中止する。

13 問合わせ先

〒260-8730

千葉市中央区問屋町1番35号千葉ポートサイドタワー11階

千葉市教育委員会学校教育部学事課

電話番号 043-245-5926

FAX 番号 043-246-6424

電子メール：gakuji.EDS@city.chiba.lg.jp